

貴社は、常用雇用労働者総数が100.5人以上の月が年間に5ヶ月以上ありますか？

令和6年4月～令和7年3月までに各月の常用雇用労働者数が
100人を超える100.5人以上の月が5ヶ月以上ある場合

常用雇用労働者	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 短時間以外	100	100	95	95	95	95	100	100	100	98	98	98
② 短 時 間	4	4	4	4	4	4	1	1	1	2	2	2
① + ② × 0.5	102	102	97	97	97	97	100.5	100.5	100.5	99	99	99

YES

申告義務あり

「障害者雇用納付金申告書」
を作成・提出ください

「障害者雇用納付金申告書」の作成について

NO

申告義務なし

「常用雇用労働者総数報告書」
を作成・提出ください

※当機構の行う「常用雇用労働者総数等の確認」
調査の対象となる場合があります。

- ◆「令和7年度記入説明書」「電子申告申請操作マニュアル」は
当機構のHP <https://www.jeed.go.jp/> からダウンロードもできます。
※「令和7年度記入説明書」「電子申告申請操作マニュアル」は緑色の表紙です（送付済）。
- ◆「申告申請書」は「障害者雇用納付金 電子申告申請システム」を利用して容易に作成できます。
 - ・当機構のHP (<https://www.jeed.go.jp/>) から「[障害者雇用納付金 電子申告申請システム](#)」
[にアクセス](#)してください。
 - ・作成が完了したら「[申告申請書データ](#)」を送信。または、[PDF【機構提出用】申告申請書\(QRコード\)](#)を窓口（下記住所）へ郵送してください。
※申告申請データの作成・送信方法、PDFの作成方法は「[電子申告申請操作マニュアル](#)」に
記載されています。
 - ・作成した申告申請データは翌年度以降も更新して利用できます。

◆ご不明な点などのお問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

愛知支部 高齢・障害者業務課 納付金担当

電話：052-218-3385（平日8：45～17：00）

〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階